

2014年10月30日  
大東文化学園自己点検・評価  
評価専門委員会

2014年度  
評価専門委員会報告書

2014年度

大東文化学園自己点検・評価

評価専門委員会報告書

2014年10月30日

大東文化学園自己点検・評価

評価専門委員会

## はじめに;本報告書について

大東文化学園は2014年度より新しい体制で自己点検・評価活動をスタートさせた。学園全体の自己点検・評価に関する新規程を制定するとともに、全体を統括する「学校法人大東文化学園自己点検・評価推進委員会」を設置し、その下で大学、法人経営、第一高等学校について点検・評価を行うこと、点検・評価の適切性と客観性を担保するために、外部の有識者と学内の教職員から構成される「外部評価委員会」による評価を行うこと、この二つが新体制のポイントである。

新体制における「評価専門委員会」の任務は、大学、法人経営、第一高等学校の自己点検・評価についてピアレビューを行うことである。大学、法人、高校から選出された13名の委員は、自己点検・評価シートを精査し、各評価基準について所見を付した。本報告書は、評価専門委員会委員長が、全学的な課題を中心に、各委員による評価を参考に作成し、10月30日開催の評価専門委員会において承認を得たものである。

なお、第一高等学校については、大学、法人経営とは別の独自シートで自己点検・評価を行うことになっているが、今年度のシート作成が評価専門委員会の評価作業に間に合わなかったため、本報告書には含まれていない。

## 1. 理念・目的

### 1-1 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

大学の理念は、建学の精神を踏まえて、2012年度に大東文化大学改革推進会議において再検証が行われ、「アジアから世界へ——多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と明文化されている。大学の目的も、学則第1条で明確に設定されている。

学部と研究科の理念・目的は、それぞれの教育の特質を踏まえて設定され、教育研究上の目的は学則および大学院学則、法務研究科学則に明記されている。

学部の附置研究所については、それぞれ理念・目的が研究所規程に定められている。

大学の附置研究所である東洋研究所と書道研究所の目的は、設置の趣旨(理念)を踏まえて、それぞれ「アジアを中心とする人文・社会・自然の科学的調査研究を行い、広く学術の発達に寄与すること」「書に関する研究調査及びこれに関する諸事業を行い、書芸術並びに書教育の高揚発展に寄与すること」と研究所規程に定められている。

全学教職課程委員会は、理念・目的が設定され学則に明文化されているのか、点検・評価シートの記事からは読み取ることができない。達成目標に「教職課程センター内に理念・目的の適切性について定期的な検証を行う体制を整える」ことが掲げられているが、明文化されていないのであれば、まずは教職課程の理念・目的を定める必要があるだろう。

博物館学講座については、講座の趣旨は明らかであるが、目的が明文化されていないため、学則に明記することが望まれる。

国際交流センターの目的は、センター規程に明記され、さらに目的に沿って「国際化に関する方針」が定められている。

**1-2 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。**

大学の理念は、ホームページで公開され、大学構成員と社会に公表、周知が図られているほか、毎年度の学生手帳にも記載され、学生への周知に努めている。また、受験生向けの大学案内「CROSSING」にも掲載されている。大学の教育研究上の目的も、ホームページ、大学院案内等を通じて周知が図られている。しかし、大学の理念と目的が、構成員にどこまで浸透しているかは不明で、その検証もなされていないため、検証体制の構築が求められる。

学部と研究科では、スポーツ・健康科学部が、初年次の必修科目フレッシュマンセミナー(スポーツ科学科)、健康科学基礎演習(健康科学科)において周知徹底を図り、とりわけスポーツ科学科が、スチューデント・ポリシーとして理念・目的を具体的に示し、その周知度を学生アンケートによって検証する体制を整えていることは、他の参考になる事例として評価できる。国際関係学部は、「特色ある大学教育支援プログラム」(2006年度)に採択されたことで理念・目的への認識が深められたとあり、評価できる。また、アジア地域研究科では、教員と院生へのアンケート調査により浸透度の検証が行われている。しかし、これら少数の事例を除けば、有効性を検証する体制が整備されていない。改善が必要であろう。

学部と大学の附置研究所でも、さまざまな媒体・機会を通じて公表と周知が図られているものの、有効性を検証する体制は構築されていない。経営研究所では、「委員会などを通じて周知方法の有効性を検証する体制を構築している」とあるが、具体的にどのような方法で検証を行っているのか不分明である。

全学教職課程委員会、博物館学講座、国際交流センターでも検証体制は整備されていない。

全体的に、理念・目的が大学構成員にどの程度浸透しているのか、検証がなされておらず、改善が求められる。

**1-3 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。**

大学としては、1985年に建学の精神と大学の理念が成文化されて以降、数次にわたって検証がなされ、2012年には大東文化大学改革推進会議が設置されて再検証が行われるなど、定期的な検証が行われており、評価できる。

学部、研究科では、検証体制が整備されていないところが複数あり、改善が求められる。ま

た、1-3 の記述は、周知の有効性ではなく、理念・目的の適切性の検証が問われているのであり、趣旨を取り違えている学部、研究科がある。

学部と大学の附置研究所でも検証体制が構築されていないところが多く、改善が求められる。

全学教職課程委員会、博物館学講座、国際交流センターも定期的な検証は行っていない。

## 2. 教育研究組織

### 2-1 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

教育研究組織は、学士課程が8学部19学科、大学院研究科が7研究科+法務研究科から構成されている。それぞれ大学および学部、研究科の理念・目的に則って設置されたものであるが、2010年度の認証評価において、学士課程では「類似の学科が混在し、体系性のある学部・学科構成にはなっていない面も見受けられる」と指摘され、また学生募集力に翳りが出ている学科もあり、学部・学科の編成について検討すべき時期を迎えている。慢性的に学生定員を満たさず教育研究組織として十分な役割を果たしていない専攻を抱える研究科も、同様である。

上記の認識は、大東文化大学改革推進会議での議論を通じて全学に共有されている。また、各学部においても、濃淡の差はあれ、文学部、経済学部、外国語学部、法学部、国際関係学部、スポーツ・健康科学部で、改革推進会議の議論を踏まえつつ、学部組織の編成、学生定員と教員定数の見直しの必要性がうたわれ、経営学部ではすでに1学部1学科体制への再編が進行中である。

大学院および大学・学部の附置研究所のあり方についても、同様の認識が共有され、学長の諮問を受けた大学院改革検討委員会・研究所改革検討委員会による再編成の答申(2012年)が出されている。

これらのことを受けて、大学の2018年度までの中期目標として、「学生定員、教員定数等の見直しとともに、新たな方針に基づいて学部・学科、大学院研究科、附置研究所の再編が進行中」であることが掲げられ、2014年度の達成目標として、「学部・学科、大学院研究科、附置研究所の再編成について、具体的な検討に着手する」ことがうたわれている。

学部・学科、大学院、研究所等の再編成は、構成員の合意形成に大きな困難を伴うことであるが、その検討は本学にとって避けて通れないことであり、建設的な議論が行われ、中期目標と2014年度目標が着実に達成されるよう期待したい。

附置研究所についてはさらに、外部の研究者などによる研究活動の評価がなされていないので、改善が望まれる。

### 2-2 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育研究組織の適切性については、毎年度の自己点検・評価活動のなかで検証が行われている。教育研究組織の設置や改廃については、学部教授会、大学院研究科委員会、学部長会議、

大学評議会等において審議が行われ、学園理事会で最終決定がなされる。学部、研究科レベルでは、自己点検・評価活動のほか、学科協議会、専攻協議会、教務委員会、教授会、研究科委員会等において定期的な検証が行われている。

附置研究所では、自己点検・評価活動に加えて、それぞれ研究所に設置された運営委員会・管理委員会において定期的な検証がなされている。

図書館、学園総合情報センター、学生支援センター、国際交流センター、キャリアセンター、地域連携センター、スポーツ振興センター、北京事務所については、それぞれに運営委員会もしくは管理委員会が設置され、その事業について組織的・恒常的な点検が行われている。

### 3. 教員・教員組織

#### 3-1 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

大学として求める教員像および教員組織の編制方針は定められているが、学部、研究科では定められていないため、早急に定める必要がある。

#### 3-2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

学部、研究科とも、それぞれの教育研究上の目的に則って教員組織が整備されている。教員構成については、全体的に年齢構成にアンバランスが見られ、とりわけ61歳以上の比率が高いため、長期的な人事計画による改善が求められる。また、女性教員の割合は20.67%、外国人教員の割合は4.75%にとどまっております（数字は2014年5月1日現在）、改善が求められる。

授業科目と担当教員の適合性については、教務委員会等を通じて点検が行われ、特段の問題は見当たらない。

研究科担当教員についても、各研究科で資格を審査し、編成方針に沿って適正な配置が行われている。

#### 3-3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

教員の募集・採用・昇格については、学園規程で教員選考基準を定め、また学部・法務研究科が独自に内規を定め、それらに則って適正に行われている。大学附置の東洋研究所の専任研究員については、その専門分野に応じて、学部に資格審査を委嘱している。書道研究所と国際交流センターの専任研究員・教員の資格審査は、管理委員会の下に設置される資格審査委員会によって行われている。

募集・採用・昇格等の教員人事は、いずれも明確に定められた規程と手続きに従って適切に行われている。

#### 3-4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

教員の資質の向上を図るための方策については、さまざまな取り組みが行われているが、十分とは言えない。教員の教育活動の評価は、「学生による授業評価」があるのみで、教員相互のピアレビュー等は行われていない。研究活動についても、大学として評価システムが構築さ

れておらず、「教員の教育研究活動について適切な評価制度を構築する」という中期目標が着実に実行されるよう期待したい。

教育活動・研究活動等の業績は、研究業績システムによって、ホームページ上に公表することが義務づけられているが、研究業績を公表していない教員が全学で約5%おり、さらに教育活動については公表していない教員が80%に達し（2013年9月1日現在）、システムが有効に機能するよう改善が求められる。そのなかでスポーツ・健康科学研究科は、教員14名のうちデータベースで業績を未公表の教員、教育活動を未公表の教員、過去3年間データを更新していない教員がいずれも皆無であり、評価に値する。

教員によるFD活動は活発に行われているとは言い難く、組織的・恒常的な取り組みが求められる。

### 3-5 教員組織の適切性について定期的に検証を行っているか。

教員組織の適切性の定期的な検証については、学部、研究科によっては責任主体・組織、権限、手続きが不明確で、検証プロセスが適切に機能していないところがある。

国際交流センターでは、国際化、留学生教育、日本語教育等を専門的な観点から牽引できる専任教員の配置が望まれる。

## 4-1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

### 4-1-1 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

学位授与方針は、大学、学部・学科、大学院研究科・専攻ごとに、学則に定めた教育研究上の目的に基づいて策定され、明示されている。また、修得すべき学習成果は学位授与方針で示されている。

### 4-1-2 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

教育課程の編成・実施方針は、大学、学部・学科、大学院研究科・専攻ごとに、それぞれの教育研究上の目的、学位授与方針に基づいて明示されている。また、科目区分、必修・選択の別、単位数等も学則および履修の手引き等で明示されている。

### 4-1-3 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針はいずれもホームページ、大学案内、大学院案内等で社会に公表し、大学構成員への周知が図られている。しかし、それらが大学構成員にどれほど浸透しているかは不明で、それを検証する体制が大学でも学部、研究科でも整備されていないため、改善が求められる。

### 4-1-4 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、各学部、研究科の学科協議会、教務委員会、研究科委員会等において継続的な検証がなされている。また、

毎年度の自己点検・評価活動のなかでも検証を行っている。

教員養成は本学の伝統であり大きな強みであるが、教職課程の教育は、全学教職課程委員会、教育学科、各学部・学科の3つに責任主体が分かれている。教員養成のさらなる強化を図るためには、責任主体の統合等の検討が必要だと思われる。

全体を通して、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、大学、学部、研究科のすべてのレベルで明示されているが、大学構成員にどの程度浸透しているかは不明であり、検証体制の整備など改善が必要である。また、東松山キャンパスで開講される全学共通科目、語学教育科目については、教育目標および教育課程の編成・実施方針が定められていないため、早急に定める必要がある。

#### 4-2. 教育課程・教育内容

##### 4-2-1 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学部、研究科とも、それぞれの編成・実施方針に基づいて、必要な授業科目を体系的に配置する努力がなされているが、順次性のある科目の体系的配置という点では不十分であり、改善が求められる。専門教育と教養教育の位置づけについても、教養教育の柱である全学共通科目の必要単位数が学部・学科によってバラツキがあるなど、位置づけが明確でないところが見られる。

##### 4-2-2 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

教育内容の適切性については、各学部、研究科の教務委員会等で定期的に検証し、カリキュラム編成に反映されている。初年次教育、高大連携、キャリア教育など学部・学科共通の課題への取り組みについては、東松山キャンパス運営委員会のほかに全学的な調整システムがないため、体制の構築を含めた検討が望まれる。

1、2年生を中心とする東松山キャンパスで、長期的な視野からキャリア形成を考えるための「キャリアデザイン」科目が配置されていることは評価できるが、学部・学科レベルではキャリア科目が体系的に配置されているとは言い難いので改善が必要であろう。

##### 4-2-3 国際化に対応した教育を行っているか。

国際化に対応した教育については、大学の国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針が定められたことは評価できる。しかし近年、留学生の減少が目立っており、早急な対応が求められる。また、非漢字圏からの留学生が少なく、増加策を検討すべきである。

##### 4-2-4 教育課程の適切性について定期的に検証を行っているか。

教育課程の適切性については、学部、研究科の教務委員会、カリキュラム委員会等で定期的に検証が行われている。検証体制は大学、学部・学科、研究科、また東松山キャンパス運営委員会の各レベルで整備されており、特段の問題は認められない。

### 4-3. 教育方法

#### 4-3-1 教育方法および学習指導は適切か。

授業形態については、講義・演習・実験・実習等さまざまな形態がとられている。講義では履修登録者数が400名を超える大規模授業のほか、教室の収容定員を超過している授業があり、登録の制限や授業の複数化など対策が求められる。

履修科目登録の上限設定については、全学年で設定されており適切である。

学生の主体的参加を促す授業方法については、演習科目、卒業論文・卒業研究、インターンシップ実習、プレゼンテーション等で実践されているが、PBL型授業の積極的な導入や、国際関係学部が行っている「学生による企画・参加・実行型の活動」と授業を連動させる取り組み等を参考に、さらなる充実を期待したい。

研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導については、各研究科・専攻の特性を踏まえて適切に行われている。

#### 4-3-2 シラバスに基づいて授業が展開されているか。

シラバスは全学統一の形式でWebシラバスが作成され、教員によって記述に精粗が生じないよう学部・学科、研究科単位でチェック体制が整えられていることは評価できる。学部・学科や研究科の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、シラバスの記載内容が適切かどうか、内容に踏み込んだピアレビューの導入が今後の課題になるのではないかと。

授業内容・方法とシラバスとの整合性については、全学の学生による授業評価アンケートで「教員はシラバスを授業に反映させていたか」の質問項目を設定し、点検を行っている。ただしアンケート対象科目は専任教員2科目、兼任教員1科目であり、アンケート結果（2013年度は肯定的な回答「非常にそう思う」「そう思う」が全学平均で61%）が実態をどこまで正確に反映しているか、疑問なしとしない。

#### 4-3-3 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

単位認定は学則に定められ、履修の手引き等で学生に周知が図られている。成績の評価方法・評価基準はシラバスに明示され、それに基づいて成績評価が行われている。今後は、（例えば、類似科目・隣接科目で同じ点数を得ながら成績評価が異なるような）教員間で評価に差が生じない工夫が必要であろう。

既修単位の認定については、規則に基づいて適切に行われており問題がない。

また、達成目標にGPAの導入が掲げられており、着実に実現されることを期待する。

#### 4-3-4 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

教育成果の検証制度の一つとして、学生による授業評価アンケートが毎年度実施されている。しかし、アンケート結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけることは、教員個々に委ねられており、組織的な取り組みがなされているとは言い難い。どのように授業改善に結びついたのか、組織的な検証が必要であろう。また、卒業生アンケートで授業関連の設問の見



直しを行うことが2014年度目標に掲げられているが、4年間の学士課程を修了して、どのような教育成果が得られたのかの検証方法として有効に機能するような工夫を期待する。

授業の内容および方法の改善を図るための教員の組織的研修・研究については、学部、研究科に設置されたFD委員会と全学FD委員会で行われているが、定期的・継続的に行われているとは言えず、なにより教員の研修会・研究会への出席がきわめて低調である。授業改善は大学にとって最重要の課題の一つであり、FD活動の実質化を強く求めたい。

#### 4-4. 成果

##### 4-4-1 教育目標に沿った成果が上がっているか。

学生の学習成果を測定するための評価指標は開発されていない。学生の進級・卒業の状況、退学者データ、就職率、授業評価アンケート、卒業生アンケート等から学習成果を推測しているのが現状である。学習成果の検証は大学にとって必須であり、有効な評価指標の設計が必要ではないか。

##### 4-4-2 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

学位授与基準は学則およびディプロマ・ポリシーに定められ、取得単位や学位論文等の判定資料に基づいて教授会、研究科委員会で厳格に卒業・修了判定が行われており、適切と判断される。

#### 5. 学生の受け入れ

##### 5-1 学生の受け入れ方針を明示しているか。

本学が求める学生像については、大学、学部・学科、研究科の各レベルにおいて、入学にあたって修得しておくべき知識等の内容と水準とともに明文化され、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）として公表されており、適切である。

障がいのある学生の受け入れについては、当該学生が本学を受験するにあたって学生支援センターを中心に事前相談を行うなどの対応をとっているが、入学後の学修支援を含めた大学の方針は未整備である。本学にとって重要な課題であり、早急に方針がまとめられ明示されることを求めたい。

##### 5-2 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

入学者選抜は、公平性と透明性を確保するための適切な措置が講じられている。学生募集は、ホームページ、大学案内（CROSSING）、入試要項等を通じて周知されている。入試問題に関しては三重のチェックを実施しており、入試問題とその正答は入試終了後に印刷物とホームページによって公表されている。以上のことから、学生募集および入学者選抜は公正かつ適切に行われていると判断できる。研究科についても同様である。

5-3 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学士課程の入学定員については、学部・学科での議論を踏まえ、大学の入試委員会の議論を経て入学者受け入れ数を適切に設定している。4年間の収容定員に対する在籍学生数の比率は1.14で、適正に管理されている。2014年度入試では、大学全体として入学定員の1.15倍の入学者が確保される一方で、文学部中国学科、外国語学部中国語学科では定員割れを起こしている。また、同年度の受験倍率は1.88倍（全入試方式の受験者数を合格者数で割ったもの）で、適正な競争を通じた入学者の質の確保という点で問題がある。適正な入学者数と受験倍率の確保は大学にとって生命線であり、抜本的な対応が求められる。

研究科については、収容定員に対する適正な在籍学生数比率を確保できていない研究科が相当数ある。それは慢性的・構造的な問題であり、例えば法学研究科法律学専攻では、博士課程前期課程の過去5年間の定員充足率が平均で22%、後期課程は5年間の入学者がゼロという深刻さである。放置すれば事態は改善されず、ますます悪化していく可能性が高い。7研究科という現在の体制の改編にまで踏み込んで、抜本的に見直す必要がある。他方で、外国語学研究科英語学専攻前期課程で在籍比率が2倍を超えており、改善が求められる。

5-4 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

学生募集と入学者選抜の公正かつ適切な実施に関しては、毎年度の自己点検・評価活動のほか、教授会、学科協議会、入試委員会等で定期的な検証が行われている。

## 6. 学生支援

6-1 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

大学として、修学支援、生活支援、進路支援、課外活動支援を包括した学生支援に関する基本方針を定めて明文化していることは評価できる。障がいのある学生への支援については、「5. 学生の受け入れ」で述べられているように、方針が整備されておらず、今後の課題である。

6-2 学生への修学支援は適切に行われているか。

留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性については、学生支援センターによる状況の把握、教授会への報告、休・退学希望者への学科ごとの面談などが行われている。退学防止のために、学部・学科で独自に、出席不良者、学業不振者の早期把握と個別指導を行っているところもある。しかし、退学者を減らすことは本学の喫緊の課題であるにもかかわらず、これらの取り組みが目に見える成果を上げているとは言えない。学生支援センター学生支援部会で検討されているきめ細かな対応策に期待したい。

補習・補充教育は学部・学科単位で行われており、全学的な支援体制は組まれていない。東山キャンパスでは、ラーニング・コモンズの一環として、図書館内に学修支援のための「ラ

イティング・サポート・デスク」が開設され、その効果が注目される。

オフィスアワーは、ほとんどの学部で開設されているが、学生がどの程度利用しているか不明であり、オフィスアワーが学生支援のツールとして実質的な機能を果たすよう工夫が求められよう。

障がいのある学生に対する修学支援については、学生支援センター障がい学生支援分室を中心に、学生ボランティアや学外支援団体等の協力を得て、教室間の移動補助、ノートテイク、PCテイクなどの支援が行われていることは評価できる。今後は、いわゆる「合理的配慮」を含めて、障がい学生支援のための基本方針を明確にすることが課題であろう。

奨学金等の経済的支援は、大学独自のものとして、成績優秀者を対象とする一般奨学金、外国人留学生奨学金のほか、授業料減免、教育ローン利子補給金の支援策がある。奨学金制度については、給付金制度の見直しと併せて予約型奨学金および学業成績優秀者表彰を新規に設けることが検討されるなど、さらなる改善が進められており、評価できる。経済的支援の学生への周知は、ガイダンス、ホームページ、DBポータル等さまざまな媒体を通じて行われているが、十分とは言えず改善が必要である。学費未納による除籍者が増えている現状に鑑み、経済的支援の充実はますます求められるだろう。

### 6-3 学生の生活支援は適切に行われているか。

心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮については、両キャンパスに診療所・保健室を置いて、医師と看護師が配置されており、2014年度中に体制のさらなる強化が見込まれている。制度面では充実が図られているが、健康診断の受診から結果報告までに時間がかかりすぎる、保健指導が必要な学生に早期の面談が実施されていない、学内関係者間の情報共有が進んでいない、発達障害等の実態について教員組織に周知と啓発が行われていない、など運用面の課題が挙げられており、早急な改善が望まれる。

学生相談については、両キャンパスに学生相談室を置いてカウンセラー（臨床心理士）、精神科・心療内科の医師が相談を受け、また各学科の専任教員がローテーションにより相談に応じる仕組みが作られている。学生への利用案内は、各種のパンフレット、ホームページ等を通じて行われている。

各種ハラスメントの防止については、「学校法人大東文化学園ハラスメント対応基本規則」をはじめとする規則、規程、ガイドラインが整備され、ハラスメント防止のための啓蒙活動等を行う防止委員会、具体的事案への対応等を行う問題調整等委員会を設けて取り組みがなされている。これらの活動は学生へのアンケート調査、1年次生への「相談ガイド」の配布と啓発などを通じて周知が図られており、評価できる。

外部団体（青桐会、同窓会、安全互助会）と連携して行う学生支援活動については、青桐会（保護者会）からは学生自治活動や部活動への助成金を受けており、全都道府県で開かれる青桐会の支部総会で活動報告を行っている。同窓会とは、新入生および卒業生の名簿提供以外に交渉がない。学生および生徒に対する扶助事業と施設設備の助成事業を行うために学園が設置

している安全互助会からは、医療見舞金、死亡弔慰金、短期貸付金、保健室関係物品購入費のかたちで助成を受けている。これらの外部団体およびその活動内容については広報が不十分で、周知されているとは言い難く、改善が必要である。

留学生の学生生活への支援体制については、生活支援のために外国人留学特別奨学金があるが、支給対象者は限定的であり十分とは言えない。また、留学生宿舎も利用は交流学生に限られている。本学が国際戦略を本格化させるのであれば、国際交流会館の建設も含めて、支援体制の充実が不可欠であろう。

#### 6-4 学生の進路支援は適切に行われているか。

キャリア支援のための組織体制としては、大東文化大学キャリアセンターの下に、両キャンパスにキャリア支援課が置かれ、専任職員、嘱託、アルバイト職員による支援体制が組まれている。板橋キャリア支援課は文学部、経済学部、外国語学部、法学部、経営学部、環境創造学部の3、4年生、東松山キャリア支援課は全8学部の1、2年生および国際関係学部、スポーツ・健康科学部の3、4年生のキャリア支援や就職指導が担当である。点検・評価シートでは、職員数を含めて、この体制で十分かどうか記述されていないため、組織体制の整備が適切かどうか、評価できない。

進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施、資格取得講座の開設状況については、2013年度、いずれも相当回数行われ、受講者・合格者も相当数あるが、これで十分で改善すべき点がないのかどうか、点検・評価シートからは読み取ることができない。

改善すべき事項として、「早い段階からキャリア形成について考える機会を与えるため、初年次からキャリア支援に関する講座を強化する必要がある」ことが挙げられ、2014年度目標に、「キャリア支援科目の拡充のために各学部・学科との協議を開始する」とあるが、キャリアセンターとして初年次のキャリア教育をどのように制度設計するのか、具体案を示すことが望まれる。

#### 6-5 学生の課外活動への支援は適切に行われているか。

本学の学生の課外活動は、学生自治会中央執行委員会と自治会傘下の文化団体連合会、体育連合会を中心に行われており、大学の支援もこれらの団体を通じて行われている。体育連合会（運動部）への支援は、スポーツ振興センターによる助成金の支給、施設設備・機器類の配備と更新などが行われている。スポーツの振興は大東ブランドカの強化のためにも戦略的になさるべきであるが、改善すべき事項としては、老朽化したトレーニング機器の入れ替えが挙げられているのみで、「スポーツの大東」を実現するために、どのような課題をクリアすべきか点検・評価シートからは読み取ることができない。

文化団体連合会（文化部）への支援については、学生支援センターにより公演活動への助成が行われているが、2013年度は1団体1万円の助成にとどまっている。運動部への助成の手厚さに比して、文化部への助成が薄いという印象を受ける。

学生自治会との関係では、2014年度目標に、自治活動のいっそうの活性化と健全化が掲

げられ、学生自治活動の予算執行状況について、正確に把握し予算執行の透明度を高めることがうたわれている。学生の自治活動を尊重するのは当然としても、自治会予算は学生から大学が代理徴収したものが原資であり、学生への説明責任のうえからも予算執行の透明度を高めることは不可欠である。目標の着実な達成を望みたい。

学生のボランティア活動への支援については、東日本大震災以降、一部の活動について支援は行われているが、大学としてボランティア活動に参加する学生をどう支援していくのか、制度の整備が急務である。

#### 6-6 学生支援の適切性について定期的に検証を行っているか。

大学としての支援については、学生支援センター、キャリアセンター、スポーツ振興センターにそれぞれ運営委員会が設置され、支援の適切性について定期的な検証がなされている。学生への支援は、明確な方針に沿って適切に実施される必要がある。また、それらの支援の実施にあたっては、定期的な検証と省察の姿勢が欠かせない。実のある検証が行われることを期待したい。

## 7. 教育研究等環境

### 7-1 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

教育研究環境の整備については、基本方針を定めて、校地・校舎、施設・設備、図書館、教育支援環境、研究環境、定期的な検証体制に関する方針を明確にし、また、計画に沿って校舎、施設等が整備されている。今後の課題として、危機管理体制の構築、避難マニュアルの作成などが求められよう。

### 7-2 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

板橋校舎は、「人と環境にやさしい都市型キャンパス」を基本コンセプトとして、キャンパス整備計画に沿って整備が行われ、アメニティ、安全・衛生にも十分な配慮がなされている。今後は、整備計画の終了から10年を経て、年次計画に沿って着実に点検・補修を行うこと、障がいのある学生のためのバリアフリーをさらに充実させること、喫煙場所の整備等が求められる。スクールバスの運行も適切である。

東松山校舎は、東松山キャンパス整備事業計画に沿って新校舎等の建設が進められており、これまで食堂がなかった南側敷地に500人収容可能な新たな食堂と売店を設け、共用スペースを多く配置するなど、アメニティの形成が進んでいる。バリアフリーの充実、分煙化の徹底のための喫煙ルームの設置なども進んでいる。スクールバスについては、高坂便、鴻巣便とも新ダイヤや大型バスの導入など抜本的な改善が行われ、学生の利便性が飛躍的に高まったことは大いに評価できる。年次計画に沿った既存棟の改修等も適切に行われている。

### 7-3 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書館は板橋校舎と東松山校舎に設置されている。図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況については、図書館運営委員会・選書委員会において資料の選書・収集方針を定め、本学の教

育研究に必要な基本書および専門書、学術雑誌等が十分に整備されている。また、電子情報の整備も進んでいる。

図書館の規模、開館状況、座席数、情報検索機器の整備状況とその適切性。両校舎の図書館とも教育研究に必要な閲覧室、個人研究ブース、グループ学習室・自習室、書庫、座席数が確保されている。開館日数と時間については、改善すべき事項に挙げられているように、さらに改善の余地があり、とくに書庫棟の開館時間の延長を検討すべきである。情報検索機器は、両キャンパス図書館内に自由に使えるPCが204台設置され、OPAC（オンライン蔵書目録）、古典籍目録検索、オンラインデータベース、電子ジャーナルなどの検索のために提供されている。

図書館の利用案内パンフレットが、日本語のほかに、英語、中国語、韓国語でも作成されていることは、アジアと世界に開かれた大学を標榜する本学にふさわしいことであり、評価できる。

司書資格などの専門能力を有する職員の配置および職員養成については、両図書館に司書資格を持つ職員が合わせて10名配置されているが、今後、図書館がラーニング・コモンズ機能を強化し、また機関リポジトリを運営していくためには、専門性の高いスキルが求められるため、計画的な職員の養成が不可欠であろう。

国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備については、他大学や国外の機関等との情報提供に関する相互協力を進めており、また、国立情報学研究所への登録によって機関リポジトリの構築も進められている。

#### 7-4 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

教育課程の特徴、学生数、教育方法等にに応じた施設・設備の整備については、板橋校舎、東松山校舎とも、大学設置基準に定められた条件を満たしている。講義室、演習室、自習室、実習室等についても適切と判断される。PC、AV機器類も適切に整備され、古いものは計画に従って順次入れ替えが進められている。

ティーチング・アシスタント（TA）については、「大東文化大学教育補助員規程」を定め、教育効果を高めるために、各学科および大学院各研究科において、必要に応じて教育補助員（TA）を配置している。教育補助員の資格を持つのは、本学大学院学生である。リサーチ・アシスタント（RA）、技術スタッフはほとんど配置されていない。

教員の研究費は、一般研究費のほか、学内助成金として特別研究費、刊行助成制度が整備されている。研究をさらに促進するためには、大学からの研究費だけでなく、外部の競争的資金の獲得を増やすこと、とりわけ科学研究費補助金の採択件数を増やすことが必要であり、そのための支援体制を強化すべきである。

研究室は、専任教員一人につき一室が確保されている。研究専念時間については、専任教員は週3回の出講で6コマの担当を基本としている。また、研究制度として、1年間の特別研究期間制度（サバティカル）、最大1年間の国内研究員制度、海外研究員制度、海外留学者制度

が設けられている。研究専念時間を十分に確保するためには、教員の参加する各種委員会、会議の数を減らすことが必要である。また、責任担当コマ数を超過している教員を減らすことも課題である。

研究会、セミナー、シンポジウム等の開催は、学部・学科、研究科、附置研究所で行われているが、必ずしも活発とは言えない。学術雑誌は研究科、附置研究所等で刊行されている。

#### 7-5 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

大東文化大学研究倫理指針を定め、それに基づいて、本学における学術研究の信頼性と公平性を確保するために、大東文化大学研究倫理委員会を設置している。研究活動の不正行為があった場合は、不正行為調査委員会等において適切に対応している。

動物実験等を行うスポーツ・健康科学部では、動物実験委員会を置き、文部科学省の動物実験等に関する基本指針に従って適切に対応している。また、人体から採取した材料等を用いる研究については、「大東文化大学スポーツ・健康科学部及び大学院スポーツ・健康研究科研究倫理審査委員会」の承認を得ることにしている。

#### 7-6 教育研究等環境の適切性について定期的に検証を行っているか。

教育研究等環境については、管理課、学務課等が定期的に点検を行うほか、毎年度実施する自己点検・評価において検証している。また、環境整備については学園理事会等において検証と審議が行われている。

## 8. 社会連携・社会貢献

### 8-1 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

社会との連携・協力に関する方針については、社会連携・社会貢献の基本方針が定められ、教育、研究、社会活動、教職員の参加体制、定期的な検証の方針が明文化されている。また、地域社会の発展に寄与することを目的として、「大東文化大学地域連携センター規程」が制定され、さまざまな社会連携・社会貢献を行うための指針と組織体制が整えられている。国際協力については、国際化に関する大学の基本方針を定め、国際社会への協力方針を明示している。

### 8-2 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学の社会連携・社会貢献を担うものとして、地域連携センター、ピアトリクス・ポター資料館、国際交流センターがある。地域連携センターは、地域社会の発展に資することを目的に掲げ、板橋、東松山の両キャンパスにおいて、地域住民等を対象にしたオープンカレッジを春季と秋季に開校しており、2013年度実績では年間123の講座で1,600人以上が受講している。また、板橋区および東松山市と共同研究を行い、その研究成果を還元している。

ピーター・ラビットの原作者ピアトリクス・ポターに関連する資料を収集・展示するピアトリクス・ポター資料館では、ニュースレターの発行や講演会等を定期的に開催している。資料館の入館者はすでに15万人を超えており、文化施設としての認知度も高まっている。

国際交流センターは、東松山市の国際交流事業に本学の留学生を派遣するほか、近隣自治体

の小中高校が主催する国際交流のための体験授業に留学生を派遣して協力を行っている。

学部・学科、研究科レベルでは、文学部書道学科の「義務教育文字文化推進事業」、国際関係学部の「アジア芸能のタベ」、環境創造学部の「なかい環創堂」「みらいネット高島平」など学部・学科の特長を活かした取り組みがあり、地域連携センター主催のオープンカレッジにも講師として出講する教員がいる。しかし総じて言えば、社会連携・社会貢献に関わるスタンスには、学部・学科、研究科によって小さくない差異が見られ、改善すべき事項に挙げられている「学部・学科間のとりくみの濃淡を解消すること」が今後の課題になるであろう。社会連携・社会貢献はいまや大学に課せられた大きな使命であり、大学、学部・学科、研究科のすべてのレベルで教員の積極的な参加が求められる。

### 8-3 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に検証を行っているか。

毎年度の自己点検・評価活動のほか、地域連携センター、ピアトリクス・ポター資料館、国際交流センターの運営委員会、管理委員会において定期的な検証が行われている。2013年度に実施された「地域志向活動基礎調査」は、本学の社会連携・社会貢献の実態を包括的に把握する初めての試みとして有益であり、今後も継続的に実施され、改善に結びつくことを期待したい。

## 9-1. 管理運営

### 9-1-1 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知については、大東文化大学の理念・目的および各基準別方針の一つとして、管理運営・財務に関する基本方針を策定し、ホームページを通じて公表されている。しかし、大学構成員にどの程度周知されているかは不明で、周知方法と周知度の検証が必要であろう。

大学の意思決定プロセスについては、学長が学部長会議、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会等を主宰し、教育・研究に関する方針と諸課題を審議し、意思決定を行っており、適切である。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化については、大学の運営に関する基本事項は教学組織（学部長会議、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会等）において、理事会の業務および運営に関する規則第3条で謳われた項目は理事会において審議するなど、権限と責任が明確化され、適切である。

教授会の権限と責任は、学則第11条の8に明確に定められている。

### 9-1-2 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

学校教育法、大学設置基準等の関係法令に基づき、管理運営に関する学内の諸規則を整備し、適切に運用されている。

学長、副学長、学部長、研究科長および理事等の権限と責任については、学校法人大東文化学園規則で定められているが、副学長については曖昧なところがあり、明確化が求められる。



学長の選任は大東文化大学学長選考規程に基づいて、学長選挙の執行は大東文化大学学長選挙選挙管理委員会内規に基づいて行われている。学部長、研究科委員長の選任は、任免規則第4条に則り、教授会、研究科委員会の推薦により学長が任命しており、適切に行われている。

構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識を徹底させるために、公益通報制度をはじめコンプライアンス関連規則が再整備され、体系化されている。また、定期的なコンプライアンス研修も行われており、適切である。

情報セキュリティについては、教職員が遵守すべきルールやガイドラインが定められていないため、達成目標に掲げられた個人情報保護規定等の見直しが速やかに実施されることを期待する。

内部監査は、学園に監査室を設置し、教職員を監査員として学部、大学院研究科、事務部署等の定期的な監査が行われ、その結果が内部監査結果報告書として理事会に報告されており、適切と判断する。

#### 9-1-3 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

事務組織の構成と人員配置については、「学校法人大東文化学園事務組織並分掌規則」により行われているが、学園と大学の一体的運営、業務内容の多様化への対応を図るために、職務権限基準の見直しなどさらなる改善が求められる。

事務職員の採用は、事務職員人事委員会において採用人数、募集方法、採用日程を決め、さまざまなメディアを通して公表し、多様な人材の獲得に努めている。採用人事は公平性を旨として適切に行われている。

昇格については、事務職員人事管理規則等により適切に行われている。

#### 9-1-4 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

人事考課は、納得性・公正性を確保し、事務職員の意欲・資質の向上を図るため、本人からの自己評価・申告書、複数の上職者による面談等を組み合わせた評価が行われている。

SDについては、外部教育機関の受講、通信教育の受講、セミナーへの参加等を促している。また、若手職員に義務化した職員力基礎研修、全職員が対象の事務職員総会が開催されている。SDで蓄積された専門的知識を活かして、大学と法人の意思決定過程に職員がさらに参画する機会を増やすことが望まれる。

#### 9-1-5 管理運営の適切性について定期的に検証を行っているか。

管理運営上の責任主体・組織、権限、手続き等に関しては、学内諸規則（寄附行為、分掌規則、職務権限基準、学則等）において定め、規則に則った適切な運用が行われている。検証については、毎年度の自己点検・評価で検証が行われるほか、内部監査および学園監事による業務監査の結果が理事会に報告され、また、学園評議員会において大学・事務組織の管理運営状況の報告がなされ、検証が行われている。

## 9-2. 財務

### 9-2-1 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

中・長期的な財政計画の立案は行われていない。改善すべき事項、達成目標にその作業が掲げられており、着実な実行を期待する。

科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れは多くない。外部資金獲得のための支援体制の構築が求められよう。

教育研究経費比率（帰属収入比）、教育研究経費構成比率（消費支出比）がやや改善傾向にあることは評価できる一方、懸案の人件費率については一層の改善努力が求められる。また、収入の多くを学納金に依存する体質の検証が必要である。貸借対照表関係比率が良好な比率を保っていること、他大学法人と比較して高い水準の運用資産および運用収入を維持し、財政基盤の安定化に寄与していることは評価できる。

### 9-2-2 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算編成および予算執行が執行ルールに基づいて適切に行われ、決算の監査についても、学園監査室、学園監事、会計監査法人により適切に行われていることは評価できる。

予算執行に伴う効果を分析・検証するための仕組みは確立されていない。検討が必要である。

### 9-2-3 財政の適切性について定期的に検証を行っているか。

財政の適切性については、毎年度決算時に資料を作成し検証を行っている。予算・決算・財政状況等はホームページに公開されている。また、決算確定を受けて、更に詳細な財務分析資料を毎年度作成し検証を行っている。

## 10. 内部質保証

### 10-1 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

大学および法人各部局において、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果はホームページ上に公表されており、適切である。学校教育法（同施行細則）で求められている情報および財務関係書類等はホームページに公開されている。しかし、その掲載方法と情報の種類については再検討が必要である。また、2010年度認証評価で「情報請求への対応について、手続きが明確になっていない」と助言を受けたように、情報の更新と公開請求への対応も迅速に行われているとは言えず、情報公開規程の制定を含めて、改善が求められる。

### 10-2 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

内部質保証の基本方針が定められ、ホームページを通じて学内外に公表されている。また、従来の自己点検・評価方法を検証し、内部質保証システムを適切に機能させるため、法人、大学に第一高等学校を含めた一体型の新規を制定し、大東文化学園自己点検・評価推進委員会

の下に、評価専門委員会、外部評価委員会等を置き、2014年度から新しい体制で自己点検・評価が実施されている。方針と手続きの明確化、内部質保証を掌る組織の整備とも適切であると評価できる。

自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムについては、必ずしも有効に機能しているとは言えない。とりわけ学部・学科、研究科等をまたいだ全学的課題については、4-2-2「教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか」でも指摘したように、点検・評価結果が改革・改善に十分に結びついていないので、有効なシステムの構築が求められる。また、点検・評価結果を中長期的な大学・学園の運営に反映させ、連動させることが必要である。

#### 10-3 内部質保証システムを適切に機能させているか。

組織レベルでの自己点検・評価活動は、毎年度の自己点検・評価活動により実施されているが、個人レベルでは、学生による授業評価、各種のFD活動を通じた改善の努力以外には行われていない。個人レベルで自己点検・評価活動を充実させるためには、教員相互のピアレビューを制度化することも検討すべきではないか。

教育研究活動のデータ・ベース化については、専任教員全員の活動を研究業績システムにより管理し、ホームページに公開しており、評価できる。しかし、3-4「教員の資質の向上を図るための方策を講じているか」で指摘したように、研究業績を公表していない教員が5%おり、また教育活動を公表していない教員が80%に上ることから、データの公表・更新率を100%に近づけていくことが課題であろう。

2014年度から、外部評価委員会が設置され、自己点検・評価について外部委員の意見を反映させる体制が整ったことは評価できる。

2010年度認証評価結果の助言について、大学基準協会に「改善報告書」を提出するなど適切な対応がなされている。

#### 10-4 内部質保証システムの適切性について定期的に検証を行っているか。

内部質保証システムの適切性の定期的な検証については、大東文化学園自己点検・評価推進委員会、評価専門委員会、外部評価委員会等を通じて、大学、学部・学科、研究科、附置研究所、図書館等の機関において定期的な検証が行われており、責任主体・組織、権限、手続きとも適切である。また、各部署の責任者との面談が定期的に行われ、自己点検・評価および認証評価についての学内の理解が深まっていることは評価できる。今後も継続されることを望みたい。

#### 結び; まとめて代えて

最後に、点検・評価シートを通覧しての感想を述べておきたい。

「はじめに」で述べたように、自己点検・評価活動は本年度から大学、法人経営、第一高等学校を網羅するかたちで再出発し、シートの項目も記述法もそれまでとは大きく変わった。そ

のことへの不慣れから、シートを作成する学部・学科、研究科等にも、評価専門委員会の委員にもとまどいがあり、いくつかの齟齬を生んだ。

例えば、作成する側では、点検・評価項目に付いた「評価の視点」への十分な理解がないまま記述されている、また、「現状の説明」→「改善すべき事項」→「達成目標」が連動していないといった例が見られること、評価者の側では、シートの中身に踏み込んで評価するのではなく、記述の要件を満たしていないなど外形的な不備の指摘にとどまる、といった例である。

これらの改善は来年度の課題としたい。